

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春1	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別支所 釧路市弥生1丁目5-22 (JR釧路駅からバスあり。「裁判所坂下」で下車徒歩7分)	2人程度	2月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春2	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡一条一丁目三番二十四号 (JR旭川駅からバスあり。「豊岡1条1丁目」で下車徒歩1分)	2人程度	3月中旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次、3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5 011-783-3911
春3	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町1722-1 (JR牛久駅東口からバス「牛久大仏・浄苑行き」に乗りし「農芸学院」まで20分) ※送迎につき相談可	4人程度	3月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春4	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1 (常磐線友部駅南口～車両20分) ※送迎につき相談可 (水戸少年鑑別所)	4人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	■水府学院主催ですが、1日間は水戸少年鑑別所での実習を行うコースです■ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春5	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川3475-1 (JR東北本線(宇都宮線)氏家駅から関東交通バス16分(喜連川本町バス停降車)から徒歩2分) ※送迎につき相談可	2人程度	1月又は2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン、給与モデル等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・現場及び幹部職員との意見交換会	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春6	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋町60 (上毛電鉄「大胡駅」から徒歩15分)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春7	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1 (高崎駅西口から伊香保温泉行バス若しくは群馬総社駅(立石)から榛名女子学園前までバス)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春8	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	市原学園	市原学園 千葉県市原市磯ヶ谷157-1 (小湊鉄道上総山田駅から徒歩30分) ※送迎につき相談可	3人程度	3月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春9	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台1766番地 (JR八街駅前ふれあいバス南コース少年院入口下車300m徒歩3分 又は JR千葉駅からフラワーバス成東行き山田局前下車1.7km徒歩20分) ※JR大網駅までの送迎については相談可	3人程度	2月1日(月)～2月3日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春10	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町670 (JR八王子駅南口からタクシーで10分又は徒歩25分。京王高尾線山田駅から徒歩5分。)	5人程度	2月又は3月中の連続する2日間又は3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望ましい)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春11	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	東日本少年矯正医療・教育センター	東日本少年矯正医療・教育センター 東京都昭島市もくせいの杜2-1-3 (JR青梅線東中神駅下車徒歩20分)	8人程度	1月又は2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春12	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	愛光女子学園	愛光女子学園 東京都狛江市西野川3-14-26 (京王線調布駅からバス10分・小田急線狛江駅からバス8分(狛江営業所バス停降車)、京王線国領駅から徒歩20分)	4人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次、3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春13	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長瀬3-12-1 (京浜急行線京急久里浜駅又は浦賀駅から京浜急行バス「久19」系統15分(千代ヶ崎バス降車))	2人程度	2月22日(月)~2月23日(火) (2日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男性のみ)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春14	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町117-13 (JR長岡駅(西口)からバスで15分(少年学院前))	3人程度	2月中の連続した3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春15	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明7299 (JR大糸線穂高駅からタクシーで約30分) ※送迎につき相談可	5人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春16	少年院における矯正教育の実務について(法務教官区分)	駿府学園	駿府学園 静岡市葵区内牧118 (静岡駅北口から9番乗り場バス美和大谷線乗車後安倍口新田バス降下車 徒歩10分)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春17	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務教官(心理)区分)	水戸少年鑑別所 (水府学院)	水戸少年鑑別所 茨城県水戸市新原1-15-15 (JR線水戸駅北口5番乗り場から茨城交通バス20分(新原1丁目バス降車徒歩7分)) ※送迎につき相談可 (水府学院)	4人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	■水戸少年鑑別所主催ですが、1日間は水府学院(少年院)での実習を行うコースです 1日目、3日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春18	少年鑑別所における鑑別の実務について(法務教官(心理)区分)	宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町574-1 (宇都宮駅バス乗り場⑩43「長坂経由新鹿沼行き」の乗車し、「三の沢」で下車し、徒歩1分)	2人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春19	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7 (JR前橋駅から公共バスで約20分)	2人程度	2月下旬から 3月上旬までの 連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学2年次、3年次、4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春20	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36 (JR「浦和」から徒歩12分、「武蔵浦和」・「中浦和」からそれぞれ徒歩17分)	2人程度	2月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春21	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 (千葉都市モノレール天台駅から徒歩約3分)	3~4人程度	2月下旬から 3月上旬までの 連続する日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春22	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区氷川台2-11-7 (有楽町線氷川台駅から徒歩10分)	8人程度	2月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次ないし4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春23	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	東京西法務少年支援センター	東京西法務少年支援センター 東京都昭島市もくせいの社2-1-1 (JR青梅線東中神駅から徒歩20分)	4人程度	2月又は3月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、行動観察実習、心理検査の受検体験、模擬事例に係る心理検査等の解釈体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次ないし4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春24	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーライン港南中央駅下車徒歩5分)	8人程度	2月上旬から 3月第1週頃までの 連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次から4年次まで又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春25	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区 川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅 から徒歩5分)	4人程度	2月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次ないし4年次又は大学院 生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春26	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町 2075-1 (JR甲府駅からバス (甲府駅バスターミナ ル～高室入口)で25分 +徒歩10分 又は タク シーで30分)	2人程度	2月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春27	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5- 46-14 (長野電鉄善光寺下駅 から徒歩約10分)	3人程度	2月24日(水) ～2月26日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春28	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 心理)区分)	静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2- 27-7 (静岡駅南口から小鹿 営業所行きバス約15 分(競輪場前バス停降 車))	2人程度	2月中の 連続する 月～水曜日 の3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学2年次から4年次又は大学院生 (男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
春29	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町 口11-1 (北鉄バス「東部車庫」 バス停から徒歩15 分) ※送迎につき相談可	4人程度	3月1日(月)から 同月31日(水) までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春30	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市 東山町14 (名鉄瀬戸線「水野 駅」から徒歩約18分) ※送迎につき相談可	8人程度	3月17日(水) ～同月19日(金) (3日間)	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習 ・模擬授業	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1警区までです。
春31	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町 原山1番地 (名鉄豊田線「浄水 駅」から徒歩約10分、 愛知環状鉄道「貝津 駅」から徒歩約15分)	4人程度	2月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生であること(男 女の別は問わない。)	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春32	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市 小立野5-2-14 (JR金沢駅から 北鉄バスで約20分 「小立野」バス停降車 (徒歩10分))	3人程度	2月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続きにかかる見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成、心理 検査の受検体験、模擬事例に係る判定会 議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春33	少年鑑別所 における鑑別の 実務について (法務技官 (心理)区分)	名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋市千種区北千 種1-6-6 (地下鉄東山線「今池 駅」2番出口から徒歩 25分、市営バス「古出 来町」バス停降車(徒 歩5分))	3人程度	2月中旬から 3月上旬までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続きに係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別 等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望まし いこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学 院生(男女の別は問わない)であるこ と。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
春34	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1 -10-17 (JR茨木駅西口、7、 8、9番バス乗り場から 阪急バス、郡バス停下 車後徒歩10分)	5人程度	3月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉、心理等に係る人 間科学又は刑事政策等を専攻してい ることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春35	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2 -45-1 (京阪交野線郡津駅か ら徒歩15分)	3人程度	3月中の 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習 ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る) であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春36	少年院における 矯正教育の 実務について (法務教官区分)	加古川学園 ・ 播磨学園	加古川学園 又は播磨学園 兵庫県加古川市八幡 町宗佐544 (JR厄神駅から徒歩 約45分) ※最寄駅までの官用 車による送迎を検討し ますので、必要な方は 御相談ください。	3人程度	1月27日(水) から2月末日 までの 連続する3日間	応募は全期間で実習 可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での 受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動 等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学 又は刑事政策等を専攻していること が望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は 問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1轄区までです。
春37	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町1122 (奈良交通北秋篠駅下車徒歩5分)	3人程度	2月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉・心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春38	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都市左京区吉田上阿達町37番地 (京阪出町柳駅から徒歩5分)	5人	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等 ・少年院における見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春39	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出井町8-30 (JR阪和線堺市駅から徒歩15分)	10人程度	2月15日(月)～2月26日(金)までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春40	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園町40-7 (神戸市営バス「家庭裁判所前」徒歩5分)	3人程度	2月1日から2月28日までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春41	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	和歌山少年鑑別所	和歌山市元町奉行丁2-1 (JR和歌山駅から徒歩19分)	2人程度	2月中の平日のうち2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・行動観察体験(運動、健全育成のための支援) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・専攻は問わないが、心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
春42	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	貴船原少女苑	貴船原少女苑 広島県東広島市八本松町原6088 (山陽本線八本松駅からタクシーで15分) ※送迎につき相談可	3人程度	1月から3月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161

登録票
(令和2年度・春季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和3年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき、1警区までです。
春43	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4-7-5 (JR山口駅から徒歩20分又は同駅から新山口方面行きバスに乗り、「商工会館前」下車、徒歩5分)	3人程度	1月から3月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
春44	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通寺町2020 (JR善通寺駅から徒歩20分)	3人程度	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春45	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町3803番地 (JR三津浜駅から徒歩10分)	3人	2月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、心理、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春46	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	2月17日(水)～2月19日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
春47	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	松山少年鑑別所	松山少年鑑別所 愛媛県松山市吉野町3860番地 (JR三津浜駅から徒歩約10分)	3人程度	2月17日(水)～2月19日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受講体験、模擬事例に係る判定会議の実施) ・当所及び隣接する松山学園の施設見学	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455